

七項から第十一項までの規定を準用する。この場合において、同條第十項中「持分の割合」とあるのは、「補償金額」と読み替へる。

第五章 雑則

第二十二條 この法律に基き植栽した林木の所有者は、施業案に従つて、これを育成し、且つ、伐採しなければならぬ。

(他の法律に基き処分禁止)

第二十三條 造林計画に係る伐採跡地等及び造林地については、自作農創設特別措置法第三十條若しくは第三十七條の規定による買収若しくは使用又は同法第三十條の二の規定による指定をすることができない。

(報告)

第二十四條 都道府県知事は、この法律の実施を確保するため特に必要があるときは、その職員に伐採跡地等に立ち入らせ、所要の調査をさせることができる。

(調査)

第二十五條 都道府県知事は、この法律の実施を確保するため特に必要があるときは、その職員に伐採跡地等に立ち入らせ、所要の調査をさせることができる。

前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

(登記の特例)

第二十六條 第十九條の規定による裁定に係る地上権の設定の登記は、登記権利者だけでその申請をすることができない。

前項の登記の申請書には、第十九條第八項の規定による公告があつたことを証する書面を添附しなければならない。

第一項の登記については、不動産登記法(明治三十二年法律第二十四

号)第三百三條第二項及び第三項並びに第三百三條ノ二の規定を準用する。

第六章 罰則

第二十七條 第八條第七項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十八條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第二十四條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十五條第二項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

一 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六十日をこえない期間内において、政令で定める。

二 この法律による造林地の指定は、この法律の施行の日から起算して五年を経過した後は、行うことができない。

第九條第七項中「市町村農業委員会」とあるのは、自作農創設特別措置法の一部を改正する等の法律(昭和二十五年法律第 号)第四條第七項の総選挙の日の前日までは、「市町村農地委員会」と読み替へる。

農林大臣 森 幸太郎  
内閣総理大臣 吉田 茂

植物防疫法をここに公布する。  
昭和二十五年五月四日  
内閣総理大臣 吉田 茂

御名 御璽

法律第五十一号  
植物防疫法  
目次

第一章 総則(第一條―第五條)  
第二章 国際植物検疫(第六條―第十一條)  
第三章 国内植物検疫(第十二條―第十六條)  
第四章 緊急防除(第十七條―第二十一條)  
第五章 都道府県の防疫(第二十二條)

第六章 不服の申立(第二十三條)  
第七章 罰則(第二十四條―第二十七條)

附則  
第一章 総則  
第一條 この法律は、輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動物を駆除し、及びそのまん延を防止し、もつて農業生産の安全及び助長を図ることを目的とする。

(定義)  
第二條 この法律で「植物」とは、顕花植物、しだ類又はせんたい類に属する植物(その部分、種子、果実及びむしろ、こもその他これに準ずる加工品を含む)で、次項の有害植物を除くものをいう。

第三條 この法律で「有害植物」とは、真菌、粘菌、細菌、寄生植物及びバイラスであつて、直接又は間接に有用な植物を害するものをいう。

第四條 この法律で「有害動物」とは、昆虫、だに等の節足動物、棘虫その他

の無脊椎動物又は脊椎動物であつて、有用な植物を害するものをいう。  
第三條 この法律に規定する検疫又は防除に従事させるため、農林省に植物防疫官を置く。

第三章又は第四章の規定により植物防疫官が行う検疫又は防除の事務を補助させるため、農林省に植物防疫員を置くことができる。

植物防疫員は、非常勤とする。

植物防疫官の権限  
第四條 植物防疫官は、有害動物又は有害植物が附着しているおそれがある植物又は容器包装があると認めるときは、土地、貯蔵所、倉庫、事業所、船舶又は航空機に立ち入り、当該植物及び容器包装を検査し、関係者に質問し、又は検査のため必要な最少量に限り、当該植物又は容器包装を無償で集取することができる。

前項の規定による検査の結果、有害動物又は有害植物があると認められた場合において、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、植物防疫官は、当該植物、容器包装、土地、貯蔵所、倉庫、事業所、船舶又は航空機を所有し、又は管理する者に対し、その消毒を命ずることができる。

前項の場合には、第二十條第一項の規定を準用する。

第一項の規定による立入検査、質問及び集取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(証票の携帯及び規制)  
第五條 植物防疫官及び植物防疫員は、この法律により職務を執行するときは、その身分を示す証票を携帯し、且つ、前條第一項の規定による権限を行うとき、又は関係者の要求があつたときは、これを呈示しなければならない。

植物防疫官の規制は、農林大臣が定める。

第二章 国際植物検疫  
(輸入の制限)  
第六條 輸入する植物及びその容器包装は、輸出国の政府機関により発行され、且つ、その検査の結果有害動物及び有害植物が附着していないことを確かめ、又は信する旨を記載した検査証明書又はその写を添付してあるものでなければ、有害動物又は有害植物が附着するおそれがあるため、輸入してはならない。但し、植物検疫についての政府機関を有しない国から輸入する植物及びその容器包装であつて、この章の規定により特に綿密な検査を受けたものについては、この限りでない。

植物及び次條第一項に掲げる禁止品は、郵便物として輸入する場合を除き、省令で定める港及び飛行場以外の場所では輸入してはならない。

植物及び次條第一項に掲げる禁止品は、小形包装物、商品見本及び小包郵便物以外の郵便物として輸入してはならない。

植物又は次條第一項に掲げる禁止品を小形包装物、商品見本及び小包郵便物以外の郵便物として受け取つた者は、遅滞なく、その現品を添えて動物検疫所に届け出なければならない。

(輸入の禁止)  
第七條 何人も、左に掲げる物(以下「禁止品」という。)を輸入してはならない。但し、試験研究の用に供するため農林大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

一 省令で定める地域から発送され、又は当該地域を経由した植物

二 有害動物又は有害植物

三 土又は土の附着する植物

正 誤

昭和二十五年五月一日官報号外(第三十七号)公布法律第百二十三号精神衛生法第二十九條第二項中「傷つけ、又は「傷つけ又は」の、同号外公布法律第百二十七号肥料取締法第三十五條中「飼料用その他の用途に」は「飼料用に」、同号外公布法律第百二十八号貴金屬管理法第二十一條本文中「法律第三十一号」は「法律第二十一号」の、同條第二号中「輸入の免除」は「輸入税の免除」の、同号外公布政令第百十三号地方自治法施行令の一部を改正する政令第百二十一條の改正規定中「(第百十三條)は(第百十三條)の、同第百四十一條の六第二項中「地方自治法第百六十二條第一項」は「地方自治法第百六十三條第六項」の、同項中「同法第百六十一條」は「同條」の、同第百四十一條の七第一項中「第二百七十條」は「第二百七十一條」の、同附則第三項中附則第九條第一項の改正規定中「第九條」は「公職選挙法施行令」は「公職選挙法施行令」として行頭が四字目になるはずの、同号外公布政令第百九號、農林省令、通商産業省令、運輸省令、電気通信省令、建設省令第一号貴金屬管理法施行規則第一項中「法施行の日から」は「法施行の日(昭和二十五年五月一日)から」の、同五月二日官報号外(第三十九号)公布法律第百三十号国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の担当に関する法律の一部を改正する法律中署名大臣「内閣總理大臣 吉田茂」は「内閣總理大臣 吉田茂」の、同号外公布法律第百三十六号租税特別措置法等の一部を改正する法律第五條の第三第二項中「受けける者」は「受けよとする者」の、同号外公布法律第百三十七号漁港法附則第

三項(水産庁設置法の一部改正)中第七條の六第二項の改正規定中「漁港審議会」は「漁港審議会」の、同号外公布政令第百六十六号揮発油税法施行規則の一部を改正する政令第五條第三項の改正規定但書中「揮発油税額」は「揮発油税」の、同五月四日官報号外(第四十一号)公布法律第百四十二号国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律第十條第一項中「昭和二十三年」は「昭和二十二年」の、同号外公布法律第百四十九号火災損害賠償法第十九條第二項中「ついでに運搬省令」は「ついでに、運輸省令」の、同第三十一條第五項中「受取手続」その他は「受取手続その他」の、同号外公布法律第百五十号造林臨時措置法第五條第二項中「当該伐採」は「伐採」の、同第十九條第五項第四号中「もの外、当事者」は「もの外当事者」の、同條第八項中「且つ、これを」とは「且つこれを」の、同第二十一條第三項中「とのわいなき又は」は「とのわいなき、又は」の、同号外公布法律第百五十一号植物防疫法第九條第一項中「者」は「植物」の、同号外公布政令第百九号地方自治法施行令の一部を改正する政令附則第五項中「第百六十六條まで、第百六十八條」は「第百六十六條まで、第百六十八條」の、同第八項中「改め」は「改正する」の、同号外公布政令第百二十二号輸出貿易管理令の一部を改正する政令第十一條別表第一第十六號の改正規定中「30 高はん」は「30 高はん」の、同五月六日公布政令、府令、法務省令、外務省令、大蔵省令、文部省令、厚生省令、農林省令、通商産業省令、運輸省令、郵政省令、電気通信省令、労働省令、建設省令、経済安定本部令第九号指定物査査輸送証明規則の一部改正中「コールドール」は「コールドール」の、同五月九日公布政令第十七号社会保険制度審議院事務局組織規程第三條第一号中「制

度に関する国民所得の調査」は「制度と国民所得との関係に関する調査」の、同第二号中「制度に関する国家財政の調査」は「制度と国家財政との関係に関する調査」の、同五月十日官報号外(第四十八号)公布法律第百六十一号経済安定本部設置法の一部を改正する法律第五條第十六號の改正規定中「昭和二十二年法律第百二十二号」は「昭和二十二年法律第百二十二号」の、同号外公布法律第百六十二号経済調査庁法の一部を改正する法律第一條第三号の改正規定中「行政機関法令による」は「行政機関、法令による」の、同号外公布法律第百六十九号農林水産省設置法復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第五條第四号中「其しく」は「はなはだしく」の、同第八條中政令で決める」は「政令で定める」の、同号外公布法律第百七十号水産業協同組合法等の一部を改正する法律第九十六條第五項の改正規定中「第二項中第三十四條」は「第二項中第三十四條」の、同号外公布法律第百七十一号水産資源枯渇防止法第六條第四号中「フランクトン」は「フランクトン」の、同五月十一日官報号外(第四十九号)公布法律第百七十二号号算執行職員等の責任に関する法律第九條第六項及び第七項は削るはずの、同号外公布法律第百七十四号富裕税法第十一條第一項中課税価格及び税率並びに同第十六條中経過期間及び割合はいずれもそれぞれ行頭が一文字づつ上るはずの、同第二十三條第五項中「場合において国税庁」は「場合において、国税庁」の、同第三十三條第二項第一号中「おいて、被相続人」は「おいて、当該被相続人」の、同号外公布法律第百七十六号特別徴収復旧臨時措置法第二十五條第三項中「第五項」は「第四項」の、同号外公布法律第百七十七号贈主相互保険組合法第十三條第十五号中「組合」は「組合員」の、同第二十一條第二項中「時まで」は「一時までに、前項」の、同第五十六條第二

項中「の正條」は「正條」の、同五月十五日公布法律第百七十九号国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第十三條第一項第五号市の表中「九、八七六」は「一〇四、八七六」の、同「一四四、四二〇」は「一六四、四二〇」の、同「二二五、六六〇」は「二八五、六六〇」の、同「三三三、一八五」は「四三三、一八五」の、同「四八〇、六八五」は「六〇〇、六八五」の、同五月十六日公布法律第百八十四号恩給法等の一部を改正する法律第四條(警察法の一部改正)中「一八六頁二段終りから八行」は「給す市町村」は「給する市町村」の、同日公布政令第百九号恩給法等の一部を改正する法律附則の規定により改正すべき恩給の改定及び請求手続の附則中「この命令は」の府令の、同五月十七日公布法律第百八十六号消防法の一部を改正する法律第十條第一項の改正規定中「別表」は「別表」の、同五月二十日公布政令第百五十二号農林水産省設置法復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第三條中「經由して農林大臣」は「經由して、農林大臣」の、同日總理府告示第百四十号中「男子かわ短くつ」は「男子皮短くつ」の、同「婦人かわ短くつ」は「婦人皮短くつ」の、同五月二十四日公布法律第百二十一号建築基準法附則第三項中「受けないで、この法律」は「受けないでこの法律」の、同別表第一(一)の表中「(六)製紙」は「(六)製紙」の、同「(三三)金屬の溶解」は「(三三)金屬の溶解」の、同五月二十七日公布法律第百九十九号家畜改良増殖法附則第十七項中「一種畜法」は「一種畜法」の、同五月三十一日公布法律第百八十八号港灣法第二十三條第二項中「ときは、その」は「ときはその」の、同第三十九條本文中「臨港地区は臨港地区内」の、同日公布政令第百七十四号電波法関係手取

料令別表第一の四の表中「ニ 實際無線局及びアマチュア無線局(二百五十坪)」の備考欄のカッコははずれるはずの、いづれも誤り。 總理府官報報告主任 昭和二十五年七月十四日農林省告示第百一十一号中「七頁上段第一号様式の付開拓関係専任職員」の設置及び事務分担の表中「号俸」は「職級」の、同七月十八日農林省告示第百二十四号中「二六頁上段第三号様式の出血清類」の「抽出量」は「抽出量」の、いづれも誤り。

国会事項

○衆議院  
●通知書受領及通知 七月二十四日佐藤参議院議長から幣原議長宛、参議院は地方行政調査委員会委員に湯河元威を任命することに同意した旨の通知書を受領した。  
●議案提出 七月二十四日議員から提出した議案は次の通りである。  
横浜国際港都建設法案(三浦寅之助外百二名提出)  
神戸国際港都建設法案(松沢兼人外百二名提出)  
漁業法の一部を改正する法律案(川村善八郎外五名提出)  
失業緊急対策に関する決議案(島田末信外五名提出)  
●議案受領 七月二十四日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。  
●要求書受領 七月二十一日議員から次の議案は委員会の審査を省略された旨の要求書を受領した。  
●要求書受領 七月二十一日議員から



昭和二十五年八月一日

●郵政省告示第二三三六号  
郵政省設置法(昭和二十三年法律第  
二百四十四号)第十三條第四項の規定  
に基き、昭和二十四年六月郵政省告示  
第一号(郵政省地方貯金局設置等の件)  
別表の一部を次のように改正し、昭和  
二十五年十月一日から施行する。  
昭和二十五年八月二日  
郵政大臣 田村 文吉

長野地方貯金局の項の郵便貯金事務  
の管轄区域中「二定」の下に「三規定」  
を加える。

●電気通信省告示第八十六号  
次の船舶託送受所の施設事項を次のとおり変更し、下記の日から施行し  
た。  
昭和二十五年八月二日

| 名 称        | 変更事項          | 新 規    | 現 在            | 年 月 日      | 文 吉   |
|------------|---------------|--------|----------------|------------|-------|
| 春一九託送受所    | 梅原新吉所屬 第十一福住丸 | 春一九    | 八木武雄所屬 春一九     | 昭和二十五年八月二日 | 田村 文吉 |
| 東福丸託送受所    | 中村輝一所屬 福丸     | 東福丸    | 大光商船所屬 東福丸     | 昭和二十五年八月二日 | 田村 文吉 |
| 第一かず丸託送受所  | 第一甚盛丸         | 第一かず丸  | 第一かず丸          | 昭和二十五年八月二日 | 田村 文吉 |
| 第一日之出丸託送受所 | 第一毘沙門丸        | 第一日之出丸 | 第一日之出丸         | 昭和二十五年八月二日 | 田村 文吉 |
| 第三界洋丸託送受所  | 前田富雄所屬 第三界洋丸  | 第三界洋丸  | 久保山松太郎所屬 第三界洋丸 | 昭和二十五年八月二日 | 田村 文吉 |
| 第五托進丸託送受所  | 勝浦            | 三木浦    | 三木浦            | 昭和二十五年八月二日 | 田村 文吉 |
| 第五栄丸託送受所   | 那珂湊           | 宿田會    | 宿田會            | 昭和二十五年八月二日 | 田村 文吉 |
| 第二岩地丸託送受所  | 石巻            | 清水     | 清水             | 昭和二十五年八月二日 | 田村 文吉 |
| 第六二日光丸託送受所 | 第五八金兵衛丸       | 第六二日光丸 | 第六二日光丸         | 昭和二十五年八月二日 | 田村 文吉 |
| 憲燦丸託送受所    | 定製港           | 尾 鷲    | 尾 鷲            | 昭和二十五年八月二日 | 田村 文吉 |
| 翠浦丸託送受所    | 快平丸           | 翠浦丸    | 翠浦丸            | 昭和二十五年八月二日 | 田村 文吉 |
|            | カイヘイマル        | コトウラマル | コトウラマル         | 昭和二十五年八月二日 | 田村 文吉 |

正 誤

昭和二十四年五月三十一日官報号外(第五十九号)公布法律第五百五十三号農林省設置法中「一頁三段一行」(2)農林大臣は「3 農林大臣」の、同四行「3 種畜牧場」は「4 種畜牧場」の、昭和二十五年三月三十一日官報号外(第十六号)公布政令第五十四号齒科医師試験審議会令中「一頁三段二行」(動行者)は「前任者」の、同五月一日官報号外(第三十七号)公布政令第四百十四号旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する政令中「二頁四段終りから二行」第二條第二項は「第一條第二項」の、同五月四日官報号外(第四十一号)公布政令第四百十七号大蔵省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う政令等の整理に関する政令中「二頁三段二行」(外国為替管理委員会令(昭和八年勅令第三百二十号))は「(外国為替管理審議会令(昭和八年勅令第三百三十五号))」のいづれも誤り。  
総理府官報報告主任

昭和二十五年七月二十五日公布運輸省令第五十四号運輸省組織規程の一部を改正する省令中「三八二頁五段一八行」(自動車代燃装置)は「自動車用代燃装置」の、三八三頁二段一九行「(た捕船)」は「た捕船」のいづれも誤り。  
運輸省官報報告主任

昭和二十五年五月四日官報号外(第四十一号)公布法律第四百十号行政機關職員定員法の一部を改正する法律中「二頁上段法務府の部」  
「本府」  
四一、四七七八  
中央更生保護委員  
「一、一七三八」  
「本府」  
四一、四七七八  
中央更生保護委員  
「一、一七三八」  
「本府」  
四一、四七七八  
中央更生保護委員  
「一、一七三八」  
の、  
中央更生保護委員  
「一、一七三八」  
の、

同号外公布法律第四百一十一号大蔵省設置法の一部を改正する法律中第十六條改正文八行「(中国財務局)に、(中国財務局)に、の、同九行「(四國財務局)に、(四國財務局)に、の、同第二十四條改正文中「(第二十四 中)に、(第二十四條中)の、同第二十五條改正文中「(第二十五 中)を、(第二十五條を)の、同号外公布法律第四百十三号地方自治法の一部を改正する法律中八頁四段終りから一〇行の下に、「は」の下に、「同五段終りから四行「(町村)に改める。」は「(町村)に改める。」の、九頁一段終りから三行及び四行「(衛生部)に、(衛生部)の、同号外公布法律第四百十四号生活保護法第八條第二項末行「ならぬ」は「ならぬ」の、同号外公布法律第四百九十九号火災損害取極法第二十一條第七号中「所持権」は「所有権」の、第二十七條の見出し「(廃業)に、(廃業)の、同五月六日官報号外(第四十四号)公布政令第四百二十三号漁業法施行令の一部を改正する政令中第六條第四項三行「(選挙人)は「(選挙人)のいづれも誤り。  
誤植

昭和二十五年五月四日官報号外(第四十一号)公布法律第五百一十一号植物防疫法第八條第五項二行「防疫官」の字、同号外公布法律第五百二十二号鹿嶋製鋼廠取極法のの一部を改正する法律中「二八頁二段四行「(製鋼)の字及び同段終りから八行「若、制限」の字はいづれも印刷不鮮明のものもある。

国会事項

○衆議院  
●法律公布表上及通知 七月三十日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。  
住宅金融公庫法の一部を改正する法律  
漁業法の一部を改正する法律  
日本製鉄株式会社法廃止法

失業保険法の一部を改正する法律  
船舶公団の共有持分の処理等に関する法律  
証券取引法の一部を改正する法律  
教育職員免許法施行法の一部を改正する法律  
●議決を求めるの件送付及通知 七月三十日国会において可決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。  
国有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるの件  
●承認を求めるの件送付及通知 七月三十日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。  
地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関の支署及び出張所の設置に關し承認を求めるの件  
●通知書受領及通知 七月三十日佐藤参議院議長から幣原議長宛、参議院は全国選挙管理委員会の委員を次の通り指名議決した旨の通知書を受領した。  
白石 古東(野村 秀雄補欠)  
よつて国会は右の通り指名議決した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

又同日佐藤参議院議長から幣原議長宛、参議院は同院議員野田卯一が國立造伝学研究所評議員会評議員に就くことができると議決した旨の通知書を受領した。  
よつて国会は右の通り議決した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

又同日佐藤参議院議長から幣原議長宛、参議院は同院議員赤木正雄が新聞出版用紙制当審議会委員に就くことができると議決した旨の通知書を受領した。  
よつて国会は右の通り議決した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。